

千葉県情報公開条例における対応方針案について

1 開示請求権

(1) 第5条

ア 現行条例

第五条 次の各号に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。

一 県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の団体

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの

イ 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ロ 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ハ 県内に存する学校に在学する者

三 前各号に掲げるもののほか、行政文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

イ 改正方針

情報化社会の高度な進展に伴い、知りたい情報が瞬時に入手できる時代となり、人の交流や事業活動等の社会の営みが、県内外はもちろんのこと、国内外を問わず活発となる中、県外者に限り請求理由を明示する合理的な理由が乏しくなってきていることから、県外者に求めていた理由の明示を廃止し、何人も、理由の明示なしに開示請求できることとするものである。

ウ 改正案

第五条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(2) 第7条

ア 現行条例

第七条 第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

一 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第五条第二号に掲げるものにあっては、次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（同号イからハまでのいずれか二以上に該当する者にあっては、当該該当する者の区分のうちいずれかの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項）

イ 第五条第二号イに掲げるもの そのものの県内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

ロ 第五条第二号ロに掲げる者 その者の勤務する県内に存する事務所又は事業所の名称及び所在地

ハ 第五条第二号ハに掲げる者 その者の在学する県内に存する学校の名称及び所在地

三 第五条第三号に掲げるものにあっては、行政文書の開示を必要とする理由

四 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

イ 改正方針

第5条の請求理由の明示の廃止によって、不要となった開示請求書の記載事項を削除する必要があるため、条項の整理を行うものである。

ウ 改正案

第七条 第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

一 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(削る。)

(削る。)

二 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

三 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(3) 第25条

ア 現行条例

第二十五条 実施機関は、第五条各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があった場合は、これに応ずるよう努めなければならない。

2 第十九条の規定は、前項の規定による行政文書の開示について準用する。

イ 改正方針

第2・5条は開示請求権者以外のもので、行政文書の開示を必要とする理由を明示しないものに対しても、開示の申出があった場合には可能な限りその求めに応じるように努めるという行政文書の任意的な開示の制度を定めたものである。

第5条の請求理由の明示の廃止によって、理由の明示をせずに、何人も開示請求をすることが可能となり、当該申出制度が不要となることから、同規定を削除するものである。

ウ 改正案

第二十五条 削除

2 開示決定期限

第13条

(1) 現行条例

第十三条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(2) 改正方針

現行条例制定当時は年4万文書を超える開示請求があり、他の業務への影響等を踏まえ、決定期限を旧条例の15日以内から現行の30日以内に改正したものであるが、現在は、1万文書程度の請求に落ち着き、他の都道府県に比べて特殊な状況があるとはいえないことから、現行30日以内を15日以内に短縮し、請求者への迅速な開示決定等を行い、行政サービスの向上を図るものである。

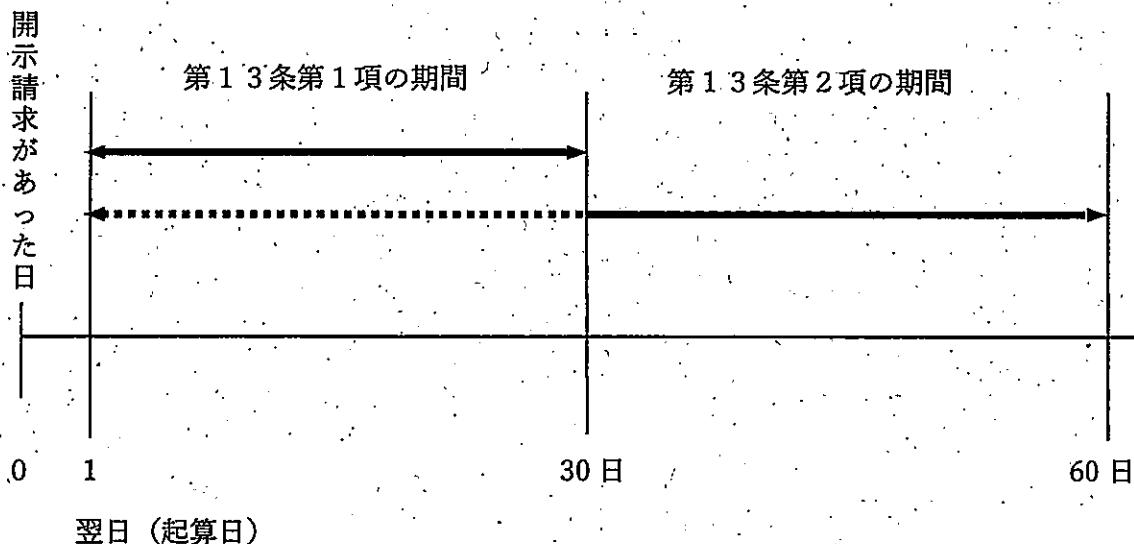
一方、延長期間については、大量請求や第三者の意見書提出機会の付与（第16条）等の理由から延長するものであり、対応、手続に時間を要し、決定までに45日を超える困難事例が一定数存在することから、適切な開示決定等を行うため、延長期間を含めた開示決定期限は現行の60日を維持するものである（当県以外の関東1都5県全てが合計60日）。

(3) 改正案

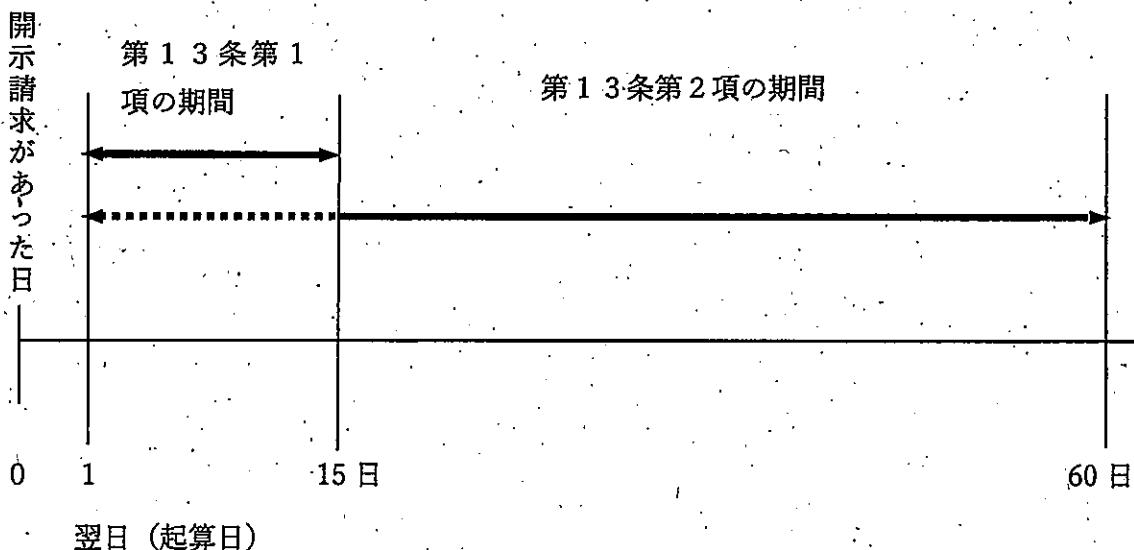
第十三条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から十五日以内にしなければならない。ただし、第七条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない

(現行)



(改正案)



3 その他改正事項

第27条の2（第2項）

（1）現行条例

第二十七条の二 千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われたときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができる。

3 略

（2）改正方針

推進会議とは、千葉県行政組織条例第28条に規定される県の附属機関であり、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等からの苦情処理などを行うものである。

第27条の2第2項の規定により、県民は、情報公開制度について推進会議に意見を述べることができるが、情報公開制度の適正・円滑な運用を行い、情報公開をなお一層推進していくためには、県民の意見を取り入れるだけではなく、情報公開のあり方について広く声を集め、推進会議の役割をさらに充実させていくことが求められている。

そこで、情報公開制度の運営の改善を図ることを第一義として、情報公開制度の質的価値をも高めていくため、多様な価値に基づく意見を集める必要があることから、「何人も」に改正するものである。

（3）改正案

第二十七条の二 千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われたときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 何人も、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができます。

3 略

4 経過措置

(1) 改正方針

改正条例の施行前になされた行政文書の開示請求に対する新旧条例の適用区分を明らかにするため、附則において経過措置を設ける。

(2) 改正案

<u>附 則</u>	
<u>(施行期日)</u>	
1	略 <u>(経過措置)</u>
2	この条例の施行日前にされたこの条例による改正前の千葉県情報公開条例の規定による開示の請求については、この条例による改正後の千葉県情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。